

委託事業実施要領における知的財産に関する手続の事務取扱

(知財合意書、権利化等方針の策定等について)

平成 28 年 9 月 1 日
農 林 水 産 省
農林水産技術会議事務局
(令和 8 年 4 月改正)

I. 趣旨

農林水産研究では、農林水産業・食品産業のビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産マネジメントを推進する必要があります。そのため、研究成果の社会実装を見越し、研究の企画・立案段階から知的財産マネジメントの方針を描くとともに、当該方針の不断の見直しを行いつつ、適切な知的財産マネジメントを行っていく必要があります。

本事務取扱については、平成 28 年 2 月に策定した「農林水産研究における知的財産に関する方針（平成 28 年 2 月 農 林 水 産 技 術 会 議 決 定（令和 4 年 12 月改訂）<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-43.pdf>）」に基づき、平成 28 年度の委託事業より取り組むこととされ、委託事業の実施要領に規定された知財合意書、知的財産の権利化等方針の策定等に係る手続等を記載したものです。

II. 適用の範囲

農林水産技術会議事務局（以下「技術会議事務局」という。）が実施する委託事業における実施要領の「知的財産の管理」に関する規定

例：委託プロジェクト研究における委託事業実施要領

III. 各手続の事務取扱

1. 知財合意書について

(1) 知財合意書の作成

委託事業に取り組むコンソーシアムは、研究開発の進捗管理を行う研究推進会議等において、本委託事業における知的財産に関する基本的な合意事項を検討し、コンソーシアムを構成する参加機関（研究開発の直接の構成員のほか、研究開発の一部の再委託及び共同研究をすることになった場合の再委託先及び共同研究先を含む。以下「構成員」という。）間における合意文書（以下「知財合意書」という。）を作成していただきます。

原則として、知財合意書の合意は全ての構成員間で行うものとしませんが、委託事業において設定した複数の研究課題に対して、コンソーシアム内に各研究課題に対応したチームを構成して研究開発に取り組む場合は、チームごとの事情を考慮すべきケースも考えられることから、全構成員間で合意する事項以外にチームごとに合意する事項を設けていただいても構いません。

受託者が単独機関である場合は知財合意書の作成は不要です。また、コンソーシアムの規約その他の取決めの中で知的財産の取扱いについて規定することは妨げません。

なお、データの取扱いについてもコンソーシアム内で合意いただきデータ合意書を作成いただく必要があるところ、データ合意書は、知財合意書の中に研究開発データに関する条項を加える形式としても構いません。

(2) 知財合意書において想定される項目等

知財合意書の具体的な内容については、研究分野、研究開発のステージ、参加機関の構成、研究成果の商品化・事業化に向けた戦略等に応じて個々に検討されるべきものですが、知財合意書に盛り込むことが想定される項目及び内容について、必要に応じて「別紙」を参考にしてください。

また、項目や規定する内容については、研究期間中、必要に応じて見直し等を行ってください。

(3) 知財合意書の報告

委託事業に取り組むコンソーシアムは、知財合意書を、契約期間内に技術会議事務局に提出してください。なお、コンソーシアムの規約その他の取決めの中で知的財産の取扱いについて規定した場合は当該資料を提出してください。

知財合意書は委託事業の初年度に作成し、次年度以降、内容の見直しを行った場合には、速やかに技術会議事務局へ報告してください。

2. 知的財産の権利化等方針について

(1) 権利化等方針の作成

受託者は、研究推進会議等において、委託事業において得られる研究成果の知的財産としての取扱い（権利化、秘匿化、公表等による公知化、標準化といった取扱い）や知的財産としての活用（誰に、どのように実施許諾（通常実施許諾や独占的通常実施許諾等）し実用化を目指すか等）に係る方針（以下「権利化等方針」という。）を、委託事業実施要領に規定される別紙様式に基づき作成してください。

(2) 権利化等方針の策定における留意事項

権利化等方針の策定にあたり、以下のことに留意して知的財産マネジメントに取り組んでください。

- ① 見込まれる研究成果のうち、民間企業等による商品化・事業化を通じて産業利用が期待される技術・品種については権利化すること、それ以外の技術等については権利化すること及び権利化せずに論文発表等により公知化することを視野に入れること
- ② 産業界等において共通化を図るべき技術については、標準化を視野に入れること
- ③ 上記の取組に当たり、技術移転先の民間企業等において研究成果の利用に係る優位性を確保する観点及び国内外における模倣を防止する観点から、研究成果の一部として非公開とすべき情報が含まれる場合は、当該情報を公開せず秘匿化すること
- ④ 研究機関は、研究成果の外国における実施あるいは許諾の見込みの有無や外国で研究成果が自由に利用されることを防止する必要性の有無について検討し、該当する場合は、当該国において研究成果を権利化することを視野に入れること

なお、権利化等方針の策定にあたり、例えば、国外での知的財産権の実施、第三者への専用実施権等の設定等など特徴的な事項が予め想定される場合などは、当該内容に応じた規定を知財合意書に盛り込むなど、必要に応じて知財合意書の見直しも行ってください。

(3) 権利化等方針の提出

権利化等方針は、毎年度策定し、契約期間内に技術会議事務局へ提出してください。提出していただく権利化等方針は、運営委員を含めたコンソーシアム関係者全体で確認したものにしてください。また、契約期間内に研究推進会議等において権利化等方針を改訂した場合は、その都度、速やかに技術会議事務局へ提出してください。

3. 知的財産マネジメントの実施体制

(1) 研究推進会議等について

「知財合意書」及び「権利化等方針」の策定・検討等は実施要領において、研究推進会議等（会議の名称や形式等にかかわらず、知的財産マネジメントについて構成員が検討することを含む場をいい、研究推進会議や運営委員会のほか、様々な形態での検討の場合も含む。以下同じ。）において行うこととしていますが、本策定・検討等に関しては、研究推進会議等の構成を常時固定する必要はなく、審議する案件毎に変更することも可能です。（例えば、研究開発における個々の成果について出願による権利化の是非等を審議する場合、発明者等が属する構成員及び必要最小限のメンバーで行うこと。）

また、より小さい単位の下部委員会（例えば知財委員会）を設置して、研究開発における個々の成果について審議することも考えられます。下部委員会を設置する場合においては、当該下部委員会は研究推進会議等が決定した全体方針に従うことや、下部委員会での審議内容を研究推進会議に報告す

ること等を定めることにより、研究開発の目的に沿った形で、知的財産マネジメントが実施されるよう担保することが重要です。

知的財産の取扱いの検討に当たっては、業務の効率化や権利化のための出願の遅延防止の観点から、持ち回りやウェブ会議等による簡易な方法により研究推進会議等を開催することを妨げません。

なお、いずれの開催方法であっても、審議決定方法を予め合意しておくとともに、どのようにして知的財産の取扱いの検討が行われたか、後で確認できるよう、議事録（日時、開催方法、参加者一覧、議題、結果等）を作成して下さい。必要に応じて、技術会議事務局より提出を求める場合があります。

(2) 知的財産マネジメントに関して知見を有する者の参画

研究推進会議等において知的財産の管理に取り組む際は、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、弁護士、民間企業・大学 TLO の知的財産マネジメントの実務経験者等。以下、「知財の知見を有する専門家」といいます。）の参画が必要です。ここでいう「知財の知見を有する専門家」は、コンソーシアムが複数の構成員による組織体の場合、各構成員間の利害を調整しつつ、コンソーシアム全体の利益を考える者であることが望ましいことになるため、いずれの構成員とも利害関係のない中立公平な第三者であるべきということになります。このような観点から、国が、各構成員と利害関係のない者を「知財の知見を有する者」として選出したうえ参画させるものであっても良いものとします（知財担当の運営委員として参画させる場合も含む。）。なお、コンソーシアム側で「知財の知見を有する者」を自主的に選出していただいても構いませんが、その場合、代表機関は、その者がコンソーシアム全体の利益を踏まえた知的財産マネジメントを実践するよう、適正に監督していただくこととなります。

受託者は、「知財の知見を有する専門家」から、知財合意書及び権利化等方針の策定を含む、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾等に関して助言を得ながら、知的財産マネジメントに取り組んで下さい。

(3) データの取扱いについて

委託事業の実施要領においては、データの取扱いに関しては特に定められていませんが、委託事業においては、プロジェクトごとにデータマネジメントに係る基本方針に従ってデータマネジメントを行うこととなり、データマネジメントプランやデータマネジメント実績報告書を作成し提出することとされています。そのため、本事務取扱においてもデータの取扱いに関して委託事業で行うべきことを概説します。

ア データマネジメントプランの作成

受託事業に取り組む受託者は、技術会議事務局が当該委託事業における研究開発データの取扱いに関して定めたデータマネジメントに係る基本方針に基づき、研究開発データの保存・管理・公開についてデータマネジメントプランを作成し（様式は応募時のものと同じで構いません。）、委託契約書の締結までに技術会議事務局へ提出して下さい。応募時から内容に変更がなければ、応募時に作成したものを再度提出することも可とします。

受託者がコンソーシアムである場合は、データマネジメントプランの作成の前提として、コンソーシアムの構成員間でデータの取扱いについて合意して下さい。

コンソーシアムの構成員間でのデータの取扱いについてのデータ合意書及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 29 年 12 月）を参考にしてください。データ合意書は、知財合意書の中に研究開発データに関する条項を加える形式としても構いません。

委託契約書の締結後は、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの保存・管理・公開を行ってください。また、契約期間内に研究推進会議等においてデータマネジメントプランを改訂した場合は、その都度、速やかにデータマネジメントプランを技術会議事務局へ提出して下さい。

イ データマネジメントプラン実績報告

委託事業に取り組むコンソーシアムは、毎年度、委託事業実施要領に規定される別紙様式に基づきデータマネジメントプラン実績報告書（公開レベル 3 及び 4 のデータについては追加項目の内容

の記載もしてください。)を作成し、農林水産省が指定する時期までに技術会議事務局へ提出してください。

ウ 農業者等からデータを受領・保管する場合の手続の対応

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、別添「データ提供契約書一覧」のうちいずれかの様式により、当該農業者等と合意をしてください。この場合、実績報告時の委託事業実施要領の別紙様式「A I・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト」の提出は不要となります。各案件により規定すべき内容が異なることが想定されますので、農林水産省「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」の趣旨を踏まえること及び農業者等に一方的に不利益を与えることがないようにすることに留意しつつ、適宜専門家へも相談の上、ご利用ください。なお、実績報告時に農業者等との間で締結済の契約書（締結済の契約書の提出が難しい場合は、締結前の案段階の契約書やひな形からの変更点等を記載した契約書の概要を提出する形でも問題ございません。）を技術会議事務局に提出するようにしてください。

ただし、当該様式を用いない場合（例えば、受託者において準備した様式を用いる場合など）は、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと（データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が当該ガイドラインの内容に沿っていること）が必要であり、その内容について、実績報告の際に「A I・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト」を提出してください。

4. 研究ライセンスの取扱い

受託者は、知財合意書及び権利化等方針の検討に当たっては、研究成果に係る知的財産権の研究ライセンスについて、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）※1を踏まえて検討してください。

また、研究成果に係るリサーチツール特許の使用については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）※2に基づき対応してください。

※1 大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針

【目的】

政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく大学等（我が国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人）の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究において使用する場合の基本的な考え方を示すことにより、大学等の研究における知的財産権の使用の円滑化を図る。

【基本的な考え方】

- ① 研究ライセンスの供与
大学等の間では、非営利目的の研究に当たり、各々が所有する知的財産権の使用を認める。
- ② 研究ライセンスの対価
対価は、原則ロイヤリティ・フリー又は合理的なロイヤリティとする。
- ③ 研究ライセンスの遵守と管理
供与をうけた大学等は、研究者が研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するよう管理に努める。
- ④ 簡便で迅速な手続
研究ライセンスが、簡便で迅速な手続により行われるよう努める。
- ⑤ 研究者との認識共有
研究ライセンスに関するポリシー策定に当たっての周知や研究者の意思の確認により、研究者との認識共有を進める。
- ⑥ 有体物の提供
大学等間では円滑な使用に努めるものとする。

【詳細情報】

https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf

※2 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針

【目的】

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許（ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許であり、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法等）について、大学等や民間企業が研究において使用する場合の基本的な考え方を示すことにより、その使用の円滑化を図る。

【基本的な考え方】

- ① ライセンスの供与
研究段階での使用に対し非排他的にライセンス供与を行う。
- ② ライセンスの対価及び条件
対価は合理的な対価とする。特に、大学等間でのライセンスの供与は無償とすることが望ましい。
- ③ 簡便で迅速な手続
ライセンスが、簡便で迅速な手続により行われるよう努める。
- ④ 有体物の提供
有体物の所有者は、合理的な条件と簡便で迅速な手続による有体物の提供に努める。

【詳細情報】

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

知財合意書に盛り込むことが想定される項目と補足等

知財合意書については、研究分野、研究開発のステージ、参加機関の構成、研究成果の商品化・事業化に向けた戦略等に応じて個々に検討されるべきものですので、各項目の必要性や規定内容について、各コンソーシアム内で検討の上、策定してください。また、研究の進捗に応じて、必要な見直しを適宜行ってください。

①目的：

知財合意書を策定する目的を定めるための項目。

例えば、知的財産の取扱いを予め合意しておくことにより、委託事業の円滑な遂行や研究成果の効率的な活用等につなげることを目的とすることなどが考えられる。

②定義：

知財合意書において使用する用語の定義を定めるための項目。

知的財産関係の用語（「発明等」、「知的財産権」、知的財産権の「実施」等）の定義や必要に応じて知財合意書本文で使用する用語（「構成員」、「研究開発責任者」、「研究開発従事者」、「権利化等方針」等）の定義を定めることが考えられる。その際、「構成員」などはその構成を明らかにすること（構成員が多い場合は、別紙としても良い）。

③知的財産マネジメントの推進体制：

委託事業において知的財産の取扱い適切に行うための体制について定めるための項目。

知的財産の取扱いについて審議決定する体制としては、委託事業実施要領に基づき設置される研究推進会議において審議決定する体制のほか、より小さい単位で構成する下部委員会（例えば知財委員会）を設置し審議決定する体制が考えられる。いずれにしても、審議決定を行う体制を規定するとともに、必要に応じて別途運営規則を設ける等により知的財産に関する審議内容、議決方法、構成員等についても規定する必要がある。

研究推進会議等の議決方法等を定めるに当たっては、研究成果の出願や論文・学会等による発表の時期に支障が生じないように、成果が得られた後速やかに開催することや、審議する内容に応じて簡素な方法（テレビ会議等直接の面談によらない方法、文書持ち回りによる方法等）で開催することも考えられることから必要に応じて規定を設ける。

研究成果の権利化、秘匿化等の審議にあたっては、発明者等の所属機関の意向にも配慮しつつ、研究開発の目的に沿いつつ最大限事業化に結びつけられるよう運用することに留意する。

④秘密保持：

委託事業における秘密の漏洩防止や技術情報の流出防止の観点から構成員等の守秘義務を定めるための項目。

例えば、以下の点について規定することが考えられる。

- ・構成員は委託事業に関して、他の構成員（その構成員の研究開発従事者を含む。）から開示され、かつ開示の際に秘密である旨を明示された技術上の一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、当該構成員及び当該他の構成員以外の第三者に対して開示又は漏洩を禁止すること。また、開示を受けた構成員は、当該情報を当該委託事業の実施以外の目的で使用してはならないこと。

ただし、以下のような開示できる場合の規定を併せて設けることも必要

- ・開示を受ける際、既に公知となっていたもの
- ・開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
- ・開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
- ・開示を受けた後、正当な権利を有する第三者により秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
- ・開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの

また、構成員に所属する研究開発従事者に対して研究開発従事者でなくなった後も含めて上記と同様の守秘義務を課すことについて規定すること、本知財合意書に定めるもののほか、秘密漏洩防止及

び技術情報流出防止のために必要な措置を研究推進会議等において決定することなどを定めることが考えられる。

その他、必要に応じて、構成員と雇用関係にない者（学生等）が委託事業に参画する場合、当該者に守秘義務を課すこと等について規定することも考えられる。

⑤研究成果の第三者への開示の事前承認：

委託事業により得られた研究成果について、論文、学会、プレスリリース、メディア取材等による公表や構成員以外の第三者（他のコンソーシアムや知的財産の知見を有する者等）に対する開示等について、研究推進会議等の事前承認を要することを定める項目。

研究成果の開示により、研究の推進や研究成果の商品化・事業化に支障を来す恐れがないか、権利化等方針と齟齬がないか等、戦略的な見地から研究推進会議等で検討し承認することを想定している。

なお、研究成果には特許権等の対象となる発明等の成果のほか、実験データ等技術情報として有益な情報も含む。

ここでは、研究推進会議等の承認を前提としているが、業務の効率化の観点から、必要に応じて、研究開発責任者の承認とすることも考えられる。また、事前承認を要する公表の内容や成果の範囲等を定めることも考えられる。

⑥権利化等方針の決定：

委託事業実施要領に基づき、権利化等方針を研究推進会議等において決定することを定めるための項目。

研究推進会議等において毎年度、策定することや委託事業の進捗状況等に応じて必要な見直しを行うことなどを定めることが考えられる。

⑦発明等の成果の届出及び権利化等の決定手続：

委託事業の実施により発明等をなした場合や権利化等を行う場合の手続を定めるための項目。

委託事業の実施により発明等をなした場合は、その内容を研究推進会議等に報告することを定めることが考えられる。

また、研究推進会議等は予め作成した権利化等方針を踏まえ、当該発明等について、権利化や秘匿の要否等について審議し、決定することについて定めることが考えられる。

⑧出願による権利化：

出願による権利化について、留意することや予め合意すべきことを定めるための項目。

出願による権利化にあたり留意する点として、例えば、海外での商品化・事業化による利益の最大化や海外への知的財産の流出防止のため、海外においても実施又は実施許諾が見込まれるものであれば、権利化が必要と判断される国・地域の権利化について研究推進会議等において検討することを定めることが考えられる。

出願による権利化について予め合意すべきことについて、例えば、出願等に要する費用を負担する者を定めることなどが考えられる。

また、海外への出願については費用負担が大きく、特に大学や中小企業等がその費用を負担できないために、優れた研究成果が海外で権利化できないこととならないように、委託費から出願費用等を負担することを一定の範囲で認めることを定めることなども考えられる（この場合は予め研究計画書等に計上しておく必要がある。）。

⑨研究開発の実施により得られた知的財産権の帰属：

委託事業の実施により得られた知的財産権（以下「フォアグラウンド IP」という。）の帰属について、職務発明規定等に基づき構成員に帰属させることや、発明等の所属する構成員が二以上にわたる場合の持分の決定方法、フォアグラウンド IP の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用等の負担割合等について定めるための項目。

その他、例えば効率的・効果的な実施許諾の観点からフォアグラウンド IP を技術研究組合等の第三者へ譲渡することが望ましいと当初から想定される場合は、フォアグラウンド IP の一部又は全部を当該第三者へ譲渡することを定めることが考えられる。

また、委託事業において再委託を行い、発明者等が属する研究参加機関が再委託先であるとき、フォアグラウンド IP を再委託先に譲渡するか、研究推進会議等の決定により譲渡先を決定するか等を定めることが考えられる。

⑩共有するフォアグラウンド IP の取扱い：

構成員間で共有するフォアグラウンド IP について、研究成果が得られた段階で実施について交渉が難航することがないように予め合意事項を定めておくための項目。

共有するフォアグラウンド IP の取扱いについては、例えば、以下のいずれかの内容を規定することが考えられる。

- ・共有者のうち自ら製品を製造せず、フォアグラウンド IP を実用化・事業化しない機関（以下「不実施機関」という。）は、商品化・事業化する共有者がフォアグラウンド IP を商業的に実施している期間中において、当該共有者に対して有償での実施を求めることができること。
- ・共有者による実施が独占的である場合は、不実施機関は実施に対する対価を請求できるが、非独占的な実施に対しては対価を請求できない形にすること。
- ・共有するフォアグラウンド IP の自己実施については無償とすること。
- ・不実施機関が対価等を請求しない条件として出願等の費用を実施機関が負担すること。
- ・実施に対する対価の請求について完全に当事者間の合意にゆだねる形にすること。

なお、フォアグラウンド IP を共有する者の中に構成員外の者が含まれている場合には、上記の内容に加えて、委託契約書において構成員が課されている義務を遵守できるよう当該構成員外の者へ構成員に対する協力義務を課すことも考えられる。その他、構成員が他の構成員と共有するフォアグラウンド IP を自ら商品化・事業化しない場合、当該他の構成員から第三者への実施許諾に対する同意を求められたときは、協力するよう努める努力義務を定める必要があると考えられる。また、フォアグラウンド IP を共有する者の買収や破産等により、当該 IP の共有持分が構成員にとって望ましくない者に帰属してしまうことを防ぐために、これらの事由が発生した場合には、当該共有持分を構成員が取得できる旨の規定を置くことも考えられる。

⑪知的財産権の実施許諾：

委託事業の実施や事業化をする上で必要となる、他の構成員や第三者の知的財産権（フォアグラウンド IP 及びバックグラウンド IP（当該委託事業の開始前から保有していた知的財産権及び当該委託事業の開始後に当該委託事業の実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。以下同じ）のいずれも含む。）の実施許諾が円滑に行われるために定める項目。

例えば、以下のような内容を定めることが考えられる。

- ・委託事業の実施期間中における、構成員が保有する知的財産権の他の構成員による実施について（例えば、自由かつ無償で実施できることを基本とする、構成員間で合意が得られている場合には有償とする等。）。
- ・研究成果の事業化に際しての知的財産権の実施について、構成員がフォアグラウンド IP を実施して研究成果を事業化するために、他の構成員が保有する知的財産権（バックグラウンド IP を含む。）の実施許諾が必要な場合の取扱い（例えば、他の構成員自身の事業活動に支障が生じない範囲で、実施許諾に協力すること等。）。
- ・実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、研究成果の事業化に支障を及ぼす恐れがある場合の取扱い（例えば、研究推進会議等において調整すること等。）。

上記はフォアグラウンド IP とバックグラウンド IP をまとめて「知的財産権」としているが、それぞれを別々に規定して実施許諾の条件等を異なるものにもすることも可能である。

また、バックグラウンド IP については、既に他者への独占の実施権を許諾済み等で実施許諾が制限されているものを列挙する方法、逆に実施許諾の対象となるバックグラウンド IP を列挙する方法等も考えられる。

その他、上記の規定を踏まえ、構成員が保有するノウハウを他の構成員に対して開示することを義務づけるものではないことを確認的に定めることや、構成員に対するフォアグラウンド IP の実施許諾の条件が、構成員以外の第三者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件となるよう定めることも考えられる。

なお、委託事業の実施又は研究成果の事業化にあたり、構成員以外の第三者の知的財産権を実施する場合には、当該第三者から実施許諾を得る必要があることに留意しなければならない。

⑫フォアグラウンド IP の移転先への義務の承継：

フォアグラウンド IP が構成員以外の第三者に移転された場合において、当該フォアグラウンド IP について課されている義務が承継されることを担保するために定める項目。

例えば、フォアグラウンド IP を構成員以外の第三者に移転することにより、構成員が当該フォアグラウンド IP の実施許諾を受けられなくなることをないようにするため、移転先に対して上記「⑪知的財産権の実施許諾」の条件を付すことが重要であり、その他、「⑧出願による権利化」から「⑫フォアグラウンド IP の移転先への義務の承継」までの条件を付すことも考えられる。

なお、以上の義務に加えて、当該第三者が合併・分割・買収等の組織再編がされた場合には、その旨の報告を課すことも考えられる。

⑬委託事業の体制変更（構成員の新規参加や脱退等）の取扱い：

構成員が脱退した場合においても、委託事業の実施や事業化に支障が生じないように、脱退者には引き続き守秘義務や他の構成員に対する実施許諾等の義務を負うことを定めたり、新たに参加する構成員に対して知財合意書に同意することの義務を課すことを定めるための項目。

その他、脱退に際して脱退者が当該委託事業において有していた実施権を失うことを定めることも考えられる。

⑭委託契約書の遵守：

知的財産に関しては、コンソーシアム内の構成員間で合意する本知財合意書における取扱いの他、農林水産省とコンソーシアム間で締結する委託契約書に定める知的財産の報告や申請等が必要であるため、構成員は当該委託契約書に定める知的財産に関する取扱いに係る契約事項を遵守することを定める項目。

⑮協議：

知財合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき等において、解決を図るための手続を定めるための項目。

例えば、研究推進会議等において審議、決定することを定めることが考えられる。

⑯合意書の改訂：

知財合意書の改訂が必要となった場合の手続について定めるための項目。

例えば、研究推進会議等において、全ての構成員の同意を得れば改訂を行うことができることを定めるなどが考えられる。

⑰助言：

委託事業実施要領に規定されている、研究推進会議等において知的財産マネジメントを行う際に同知見を有する者の助言を得ることについて定めるための項目。

知的財産の知見を有する者とは、弁理士、弁護士、民間企業・大学 TL0 における知的財産マネジメントの実務経験者等である（以下、「知財の知見を有する専門家」という。）。

知的財産の知見を有する専門家が構成員以外の者である場合には、職業上の守秘義務がある者でなければ、守秘義務を課すべきこととなる。

また、「知財の知見を有する専門家」からは可能な限り広く助言を求めらるべきであるが、助言の範囲を予め確認しておく意味で、助言を得る範囲を定めておいても良い。

民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学 TL0、構成員の知的財産部局や技術移転部局等である。

なお、知的財産の知見を有する者が構成員以外の者である場合には、研究推進会議等は当該知的財産の知見を有する者に守秘義務を課して委託事業の成果を開示することが考えられる。

また、知的財産の知見を有する者から助言を得る範囲を定めることも考えられる（例えば、知財合意書の策定における助言、④の秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置の決定、⑤の

第三者への開示の事前承認、⑥の権利化等方針の決定、⑦の権利化や秘匿の要否等について審議、決定、⑨のフォアグラウンド IP の帰属の決定、⑩の実施許諾が難航した場合の調整、⑮の審議、決定、⑯の改訂等)。

⑱有効期間及び残存条項：

知財合意書の有効期間及び当該期間経過後においても有効とする規定を指定することについて定めるための項目。

研究成果の事業化までを見据えて各規定の有効期間を定める必要がある。例えば、「④秘密保持」については、秘匿すべきことを明示した期間中について有効とする規定を設けたり、「⑧出願による権利化」から「⑫フォアグラウンド IP 移転先への義務の承継」までの規定について、研究期間を超える有効期間を改めて規定することが考えられる。

その他、規定することが考えられる項目

○研究開発データに関する条項：

委託者が定めたデータ方針に従い、各構成員間における研究開発データの取扱いについての合意内容を定めるための項目。

各構成員間における研究開発データの取扱いについては、データ合意書で合意することとされているが、データ合意書は、知財合意書の中に研究開発データに関する条項を加える形式としても差し支えない。知財合意書において定める条項には、対象となるデータの定義、研究開発データのマネジメント体制、プロジェクトで取得または収集した研究開発データの第三者への開示、研究開発データの管理、研究開発データの利用許諾等が考えられる。

○サブライセンス権（再実施権）付き通常実施権の許諾：

サブライセンス権付きの通常実施権を許諾することを定めるための項目。

例えば、各構成員が保有するフォアグラウンド IP について、コンソーシアムの代表機関（他に公的機関や技術研究組合も考えられる）に一括してサブライセンス権付きの通常実施権を許諾することが考えられる。研究成果を構成員以外の第三者に対しても広く実施許諾することが合意されている場合、コンソーシアムの代表機関に対してサブライセンス権付きの通常実施権を許諾しておくことで、代表機関が実施許諾に関する業務を一括して行うことが可能となる。これにより、第三者にとっては、実施許諾を求める相手が一カ所となるメリットがあり、構成員にとっては、自らが実施許諾先を探す手間が省けるメリットがある。なお、第三者への実施許諾により得られた実施料の配分等については、構成員との協議により定めることが望ましい。

○紛争の解決：

知財合意書に関して構成員間で紛争が生じた場合の対処について定める項目。

以下のいずれかを例として定めることが考えられる。

- ・知財合意書に関して紛争が生じた場合の裁判管轄を予め定めておくこと（例えば、民事訴訟法第6条により定められる〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。）。
- ・知財合意書に関する紛争について、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に従って、仲裁により解決を図ること。
- ・知財合意書に関する紛争について、当事者間の協議の上、解決を図ることを基本に、当事者間で解決されない場合には、日本知的財産仲裁センターにおける調停手続に基づく調停を利用すること。

別添_データ提供 契約書一覧

目次

| | |
|----------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 契約類型選択フローチャート | 4 |
| データ創出型契約書 | 5 |
| データ提供同意書_創出型 | 20 |
| データ提供契約書_利用許諾型 | 23 |
| データ提供同意書_利用許諾型 | 37 |
| データ提供契約書_譲渡型 | 41 |

はじめに

委託プロジェクト研究において、農業者等からデータを受領・保管する際に農業者等と締結するデータ提供契約書のひな型を作成しました。対象の案件に則した類型を選択し、対象のひな形を活用の上、農業者等と合意をしてください。なお、各案件により規定すべき内容が異なることが想定されますので、農林水産省「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」の趣旨を踏まえること及び農業者等に一方的に不利益を与えることがないようにすることに留意しつつ、適宜専門家へも相談の上、ご利用ください。

以下は、各契約書のポイントを簡単に記載いたします。どの類型を利用するかわからない場合はフローチャートも活用してください。

- ・ データ創出型契約書

農業者等が現在保有していないデータについて、農業者等の協力を得て、創出又は新規取得し、利活用する場合の契約書。

- ・ データ提供同意書_創出型

データ創出型契約について、簡易な形式で契約締結をしたいニーズを想定して必要最小限の内容を規定したもの。

- ・ データ提供契約書_利用許諾型

農業者等が既に保有するデータの提供を受けて、コンソーシアム内で利用する場合の契約書。

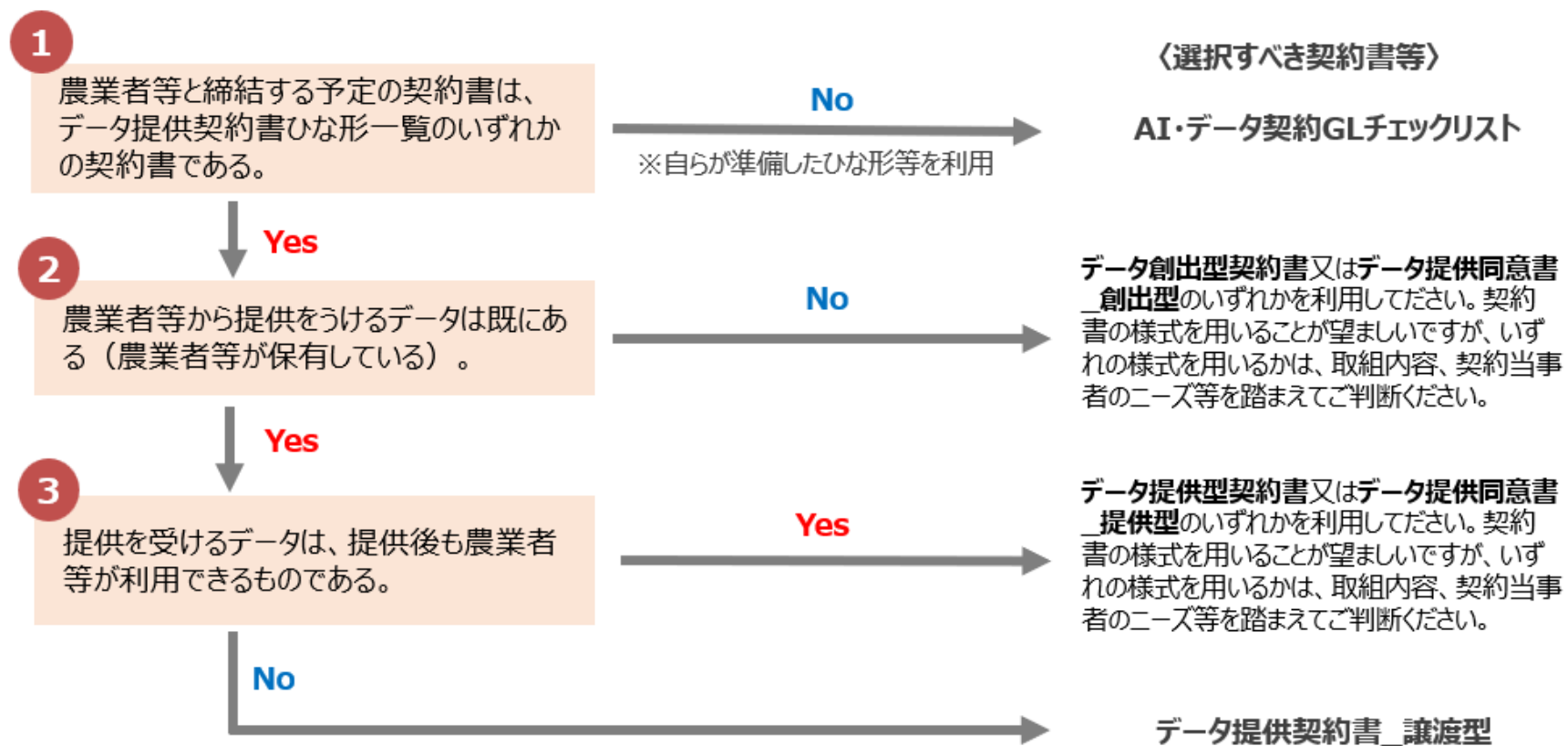
- ・ データ提供同意書_利用許諾型

データ提供契約書_利用許諾型について、簡易な形式で契約締結をしたいニーズを踏まえて必要最小限の内容を規定したもの。

- ・ データ提供契約書_譲渡型

農業者等が既に保有するデータの提供を受けて、コンソーシアム内で利用する場合の契約書。データ提供契約書_利用許諾型との違いは、農業者等が提供したデータを提供後利用できるかどうかという点で、この類型では提供後は削除等されることが想定されている。

契約類型選択フローチャート



注：黄色ハイライト部分については案件に合わせて適宜内容を追加してください。

太字下線部についてはオプション条項ですので、対象の内容があればそのまま追記いただく形で問題ございませんが、対象の内容がない場合については削除していただいで構いません。

データ創出型契約書

●●●● (農業者等) (以下「データ提供者」という。) と ○○○○ (以下「データ受領者」という。) とは、本件事業 (第1条1号で定義する。) において創出されるデータの取り扱いに関して、以下の通り合意したため、データ創出型契約書 (以下「本契約」という。) を締結する。

※**太字部分**はオプション条項

第1条 (定義)

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- (1) 「本件事業」とは、データ受領者とデータ提供者の間で行われる事業をいい、その概略は別紙1に記載のとおりとする。
- (2) 「当初データ等」とは、本件事業に基づいて、データ受領者がデータ提供者から受領する情報 (ノウハウほか)、データおよび/または画像で別紙2に特定されたものをいう。
- (3) 「本目的」とは、●をいう。
- (4) 「加工等」とは、提供データ等を加工、分析、編集、統合等することをいう。
- (5) 「派生データ」とは、提供データ等を加工等することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。
- (6) 「本件成果物」とは、本契約の目的達成のためにデータ受領者により生成された成果 (プログラム等) のうち、別紙2に詳細を定めるものをいう。
- (7) 「売上金額」とは、データ受領者が、派生データを第三者に提供することによって、当該第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。
- (8) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律 (以下「個人情報保護法」という。) に定める個人情報、個人データ、匿名加工情報、仮名加工情報および個人関連情報を総称したものをいう。

第2条 (当初データ等の取得) 【2、3は、当初データ等に個人情報等が含まれる場合の

条項】

- 1 データ受領者は、別紙3に記載の手法、その他データ提供者との間で合意した方法により、当初データ等を取得するものとし、偽りその他不正の手段により当初データ等を取得してはならない。
- 2 データ受領者は、個人情報等を含んだ当初データ等をデータ提供者から取得する場合および個人情報等を含んだ派生データをデータ提供者に対して提供する場合には、その旨および取得または提供する個人情報の項目について、予めデータ提供者に通知する。なおデータ受領者は、データ提供者から取得した個人情報等を含んだ当初データ等については、個人情報保護法を遵守した取扱いをし、かつ個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に基づき、データ受領者から個人情報等を含んだ派生データの提供を受ける旨の通知を受けたデータ提供者は、派生データの取得に際し、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 当初データ等の中に第三者の知見、実験、発見、農作業その他の活動によって取得されたデータ（以下「第三者提供データ」という。）がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき処分をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し、保証する。

第3条（当初データ等の利用権限等）

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、当初データ等の利用権限は、データ受領者のみが有する。
- 2 データ提供者が、当初データ等の利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する当初データ等の提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

注：創出されたデータの利用権限は、データ受領者のみが有するという形をデフォルトにしています。もっとも、データ創出に関して、データ提供者の貢献度が高い場合には、別紙で利用権限の配分（いずれも利用権限を有するなど）を行うことが考えられます。

- 3 データ受領者は、当初データ等を本件事業または本目的のために利用することができる。なお、この利用には、本件事業または本目的のために、当初データ等を加工等することが含まれる。
- 4 データ受領者は、データ提供者の書面による承諾がない限り、当初データ等を第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。

ただし、データ受領者が構成員となる●●●コンソーシアムを構成する法人、大学および研究機関は除く。)に開示、提供、利用許諾または漏えいしてはならない。

- 5 当初データ等に関してデータ提供者が創出した知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。）がある場合には、当該知的財産権はデータ提供者に帰属する。ただし、当初データ等のうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

第4条（派生データの利用権限等）

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データ等（本件成果物含む。）に関する利用権限は、データ受領者のみが有する。

注：派生データについては、デフォルトの内容としては、利用権限がデータ受領者のみに帰属するとしていますが、データ提供者にも利用権限を帰属させる場合には、別紙にその内容を定めることが考えられます。なお、派生データ等については、当初データ等とは異なり、基本的にデータ受領者が単独で創出したものであるから、データ受領者の利用について利用目的等の制限を加えていません。

- 2 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 3 データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、派生データについて、データ受領者の承諾なく、その内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 4 派生データの作成または利用に基づき生じた知的財産権（本件成果物を対象とする。以下本条において同じ。）は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ受領者に帰属するものとする。
- 5 前項の規定は、派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。

第5条（当初データ等および派生データの非保証）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、それぞれ相手方に対し、相手方に対して提供する当初データ等または派生データ（以下「相手方提供データ」という。）の正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）および相手方提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことをいずれも保証しない。

- 2 データ提供者およびデータ受領者は、それぞれ相手方に対し、創出または提供を予定していた相手方提供データが必ず創出または提供されること、相手方提供データがそれぞれ相手方に継続的に提供されることをいずれも保証するものではない。

第6条（利用権限の帰属に対する対価）

- 1 データ受領者は、第3条および第4条により、相手方に当初データ等および派生データの利用権限をデータ受領者に帰属させることにつき、別紙4で定める対価を支払うものとする。
- 2 前項の対価の支払時期および支払方法はデータ提供者およびデータ受領者の協議で定める。

注：創出したデータやそれを加工することによって得られたデータに対する対価の定めとしては、個々の事案によって異なりうる（例えば、ワンショットの固定料金のほか、月額課金、利用料に応じた従量課金、派生データを第三者に販売した売上配分、無償など）と思われまので、対価の定め方は別紙、支払時期や支払方法は両当事者の協議で定めるとしてあります（なお、契約上定めることを妨げるものではありません。）。

第7条（利用状況の報告）【派生データの提供がある場合は op 条項を検討】

- 1 データ提供者は、データ受領者に対し、データ受領者による当初データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、データ提供者による派生データの利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。

第8条（当初データ等の管理）

- 1 データ受領者は、当初データ等を他の情報またはデータと明確に区別し、自己のものを管理するのと同様の注意義務をもって管理・保管しなければならない。なお、当初データ等のうち、別紙2により営業秘密として定めているものについては、営業秘密としての保護のための要件を満たす水準の管理を行う。
- 2 データ提供者は、当初データ等の管理状況について合理的な疑義が生じた場合には、データ受領者に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、当初データ等の漏えいまたは喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ受領者に対して当初データ等の管理方法・保管方法の是正を求めることができる。

- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、その要求を受けたデータ受領者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 データ受領者は、当初データ等を第三者に提供または開示する場合には、当該第三者との間で適切な秘密保持契約を締結するなどして、当該第三者に対し、適切な当初データ等に関する秘密保持と保管を履行させなければならない。

注：新たに創出された当初データ等については、データ受領者に帰属することとしていくこと、想定されるケースにもよりますが、創出された当初データ等については、データ提供者側で管理するケースは稀であると思われる（ガイドラインにおいても、データ創出型の例として、例えば「データ提供者側にウェアラブル端末を装着するなどし、センサやカメラ等から自動的にまたはデータ受領者が設定したアルゴリズムに基づき取得したデータ等がデータ受領者に送られるということが想定されている」などと記載されている。）ことなどから、データの管理責任については、データ受領者が基本負うという形をデフォルトとして規定しています。ただし、ケースによっては、双方が負うというケースもありうるかと思えます。

第9条（データ漏えい等の場合の対応および責任）【派生データの提供がある場合は op 条項を検討】

- 1 データ受領者は、当初データ等の漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反する当初データ等の利用（以下「当初データ等の漏えい等」という）を発見した場合、または当初データ等の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 2 データ受領者から派生データを受領したデータ提供者が、派生データの漏えいまたは喪失（以下「派生データの漏えい等」という。）を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ受領者にその旨を通知しなければならない。
- 3 本条第1項に該当する場合、データ受領者は、自己の費用と責任において、当初データ等の漏えい等の事実の有無を確認し、当初データ等の漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ提供者に報告しなければならない。
- 4 データ提供者が管理する領域で派生データの漏えい等が生じ、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合には、データ提供者は、自己の費用と責任において、派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ受領者に報告しなければならない。
- 5 データ提供者およびデータ受領者は、当初データ等に、第三者の知的財産権の対

象となるデータが含まれる等、データ受領者の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、データ受領者が当初データ等の利用権限を行使できるよう努める。

第10条（責任の制限等）

- 1 データ提供者は、データ受領者による当初データ等の利用に関連する、または当初データ等のデータ受領者の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権のデータ受領者による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない。）に関し責任を負わない。
- 2 データ受領者は、当初データ等の利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合には、直ちにデータ提供者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。データ提供者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 データ受領者は、前項に定める紛争等に起因または関連してデータ提供者が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合（ただし、当該紛争等がデータ提供者の帰責事由に基づく場合を除く。）、データ提供者に対して、当該損害等を補填する。

注：データ創出型契約の場合は、データ提供契約の場合と異なり、①当初データ等の創出にデータ受領者も関与していること、②創出方法についてはデータ受領者の裁量によるところが大きいと思われるケースが想定されること（例えば、センサを取り付けるなどして無意識的に作業データ等を提供するようなケースなど）から、データ提供者に権利侵害の責任を負わせるのは、過剰な責任を負わせることになりかねないと考えられます。したがって、デフォルトの内容では、データ提供者は責任を負わないとしています。もっとも、データ提供者が積極的にデータ創出に関与している場合は、一定の範囲で責任を負わせるということもありうるかと思えます。

第11条（秘密保持義務）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方（以下「開示者」という。）が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、当初データ等は本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保

持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

第12条（当初データ等の範囲の変更）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約締結時にはその創出、取得または収集を想定し得なかった新たなデータを創出、取得または収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、相手方に対してその旨通知し、当初データ等の範囲を変更することを求めることができる。
- 2 データ提供者およびデータ受領者は、前項により通知を受けたときは、当初データ等の範囲の変更が必要であるか否かを別途協議の上、必要があると決定したときはデータ提供者およびデータ受領者が合意した手続に従って、当初データ等の範囲の変更および当該当初データ等に対する利用権限の配分を決定する。

第13条（有効期間）

本契約の有効期間は、本締結日から●年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の●ヶ月前までにデータ提供者またはデータ受領者から相手方に対して書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以降も同様とする。

第14条（契約の解除）

- 1 本契約のいずれか一方の当事者（以下「本件当事者」という。）は、本契約の他方当事者（以下「相手方」という。）に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本契約を解除することができる。
 - （1）本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - （2）破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合（特別清算の場合には手続開始命令をした場合）とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - （5）その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 4 データ提供者は、データ受領者が当初データ等の漏えいまたは喪失をした場合には、何ら催告なくして、本契約を解約することができる。

- 5 本件当事者は、本契約に別途定める場合のほか、相手方との間で書面による合意をすることにより、本契約を解約することができる。
- 6 本条第1項から第4項のいずれかに基づき本件当事者により本契約が解除された場合には、相手方は、本件当事者の求めにより、自らのシステムから、当初データ等の全部または一部を削除しなければならない。ただし、この規定は、派生データおよび派生データ内の当初データ等については適用がないものとする。
- 7 前項の場合、当初データ等の全部または一部の削除を求められた本件当事者は、削除の対象となった当初データ等が削除されたことを証する書面を相手方に提出しなければならない。
- 8 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。

第15条（契約終了後の措置）

- 1 データ受領者は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、当初データ等（派生データ内の当初データ等は除く。以下、本条において同じ。）を利用、加工等してはならず、データ提供者が別途指示する方法で、速やかに自らのシステム等から、受領済みの当初データ等の全部または一部を削除しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ提供者およびデータ受領者間で、本契約終了後もデータ受領者が引き続き当初データ等を継続して利用することができる旨合意した場合、その合意された範囲内で前項は適用されないものとする。

注：契約終了後も当初データ等を利用するニーズはあると思われますので、その際の取り決めに追加しております。派生データについては、データ受領者に利用権限が帰属するとしていますので、契約終了後も継続して利用できるという整理にしています。

第16条（損害賠償）

データ提供者およびデータ受領者は本契約に違反した場合、当該違反に起因または関連して相手方が被った損害等を賠償するものとする。

第17条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、疫病、感染症、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他データ提供者およびデータ受領者の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。

第18条（契約の地位の譲渡）

データ提供者またはデータ受領者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- （1）データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合
- （2）データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合

第19条（通知）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に対して通知をするものとする。個人データ管理責任者を設置することとした場合には、データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者およびデータ受領者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に通知するものとする。
- 2 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が、相手方に対して通知が必要な場合には、相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者またはデータ受領者の主任担当者から相手方の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば足りるものとする。ただし、本契約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が相手方に対して同意または許諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ受領者またはデータ提供者の主任担当者から相手方の主任担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または許諾を求めるものとする。

第20条（存続条項）

両当事者間で別途合意がない限りまたは本契約に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第3条第3項から第5項（当初データ等の利用権限等）、第4条第3項から第5項（派生データの利用権限等）、第5条（当初データ等および派生データの非保証）、第9条（データ漏えいの場合の対応及び責任）、第10条（責任の制限等）、第14条第6項、第7項および第8項（契約の解除）、第15条（契約終了後の措置）、第16条（損害賠償）、第17条（不可抗力免責）、本条、第21条（完全条項）、第22条（準拠法）、第23条（紛争解決）の各規定は有効に存続する。

第21条（完全条項）

本契約は、提供データ等および派生データのデータ受領者またはデータ提供者に対する提供、利用およびそれに伴う責任範囲に関するデータ提供者およびデータ受領者間の完全なる合意を意味し、本契約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第22条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第23条（紛争解決）

- 1 本契約に関し、データ提供者およびデータ受領者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者およびデータ受領者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、**東京地方裁判所**を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本書を書面2通または電磁的記録を作成し、データ提供者およびデータ受領者は、それぞれ記名押印もしくは署名捺印、またはこれらに代わる電磁的処理を施し、各1通または電磁的記録を保有する。

データ提供者：（住所）
（会社名）
（役職・署名者）

データ受領者：（住所）
（会社名）
（役職・署名者）

別紙1 本件事業

本件事業の概要は以下の通り

| | |
|------|-----------------------|
| | |
| 事業概要 | 事業概要を記載する（最大 400 字程度） |

| | 内容 | 備考 |
|---------------|---------------------------------------|----|
| 契約当事者以外の事業関係者 | データ等提供契約の当事者以外の関係者（資金提供関係や開発関係）を記載する。 | |
| 事業期間 | 事業期間を記載する。 | |

別紙2 当初データ等の詳細（第1条、第2条関係）

| | | |
|-------------|-----------|---|
| 提供対象となるデータ等 | データ等の種類 | 数値、テキスト、画像等、ノウハウについて記載 |
| | 主なデータ項目 | 提供するデータに含まれる主なデータ項目等を記載（画像、ノウハウの場合には概要） |
| | データの期間 | ○年○月○日～○年○月○日 |
| | 提供方法 | 媒体、ネットワーク経由などを記載 |
| | 知的財産権の有無 | 著作権、特許権等 |
| | 営業秘密管理の有無 | 有/無 |

※複数種類の提供データ等がある場合には、それぞれについて上記の内容を記載する。

本件成果物（第1条、第3条関係）

本データ等提供契約に基づいて、データ受領者により生成することが予定される

本件成果物（プログラム等）は以下の通り。

| 成果物種類 | 成果物の概要 | 成果物の形式 |
|----------------------|-------------|---------------------------|
| 成果物の種類（～プログラム等）を記載する | 成果物の概要を記載する | 成果物の形式（プログラム、テキスト等）を記載する。 |

別紙3 当初データの取得方法

| データ種類 | 取得方法 | 備考 |
|--------------|----------------------------|-----------------------------|
| データ等の種類を記載する | データの取得方法（媒体種類、通信、その他）を記載する | 例えば個人情報を含むか、営業秘密を含むか等を記載する。 |

※複数種類の提供データ等がある場合には、それぞれについて上記の内容を記載する。

別紙4 対価の取決め

| データの種類 | 支払方式 | 支払単価 |
|--------|----------------------------------|--|
| | 従量課金方式／固定 料金方式など支払方 式を記載する | 支払う際の単価等を記載する。 (月額●●円、●●円／●●件、 売り上げの●●%、等) |

注：黄色ハイライト部分については案件に合わせて適宜内容を追加してください。
太字下線部についてはオプション条項ですので、対象の内容があればそのまま追記いただく形で問題ございませんが、対象の内容がない場合については削除していただいて構いません。

データ提供同意書（案）_創出型

●●コンソーシアム

○○○○

私（以下「データ提供者」といいます。）は、「.....」（以下「本委託研究」といいます。）に関連して実施する本件事業において、新たに創出するデータについて下記の条件で貴コンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）に提供することについて同意いたします。

記

1. 本委託研究の概要

.....

2. 本件事業の概要

.....【データを創出する取り組みの概要や目的などを記載】

3. 創出データ等の内容

(1) 「創出データ」とは、本件事業の実施に伴い、新たにコンソーシアムが取得することとなる情報（ノウハウも含まれます。）、データ、画像をいいます。具体的には、以下のようなデータを想定しています。

【具体的な創出データを記載】

(2) 「派生データ」とは、創出データをコンソーシアムが加工、分析、編集、統合等した情報をいいます。具体的には、以下のようなデータを想定しています。

【具体的な派生データの内容を記載】

(3) 「本件成果物」とは、本件事業の実施のためにコンソーシアムにより生成された成果（プログラム等）をいいます。具体的には以下のような成果を想定しています。

【具体的な成果の内容を記載】

- (4) 「個人データ」とは、特定の個人を識別できる情報をいい、データ提供者の氏名、住所、電話番号などをいいます。

4. 創出方法・取得方法等

【創出方法・取得方法などを記載】

- (2) データの提供期間は、20●●年●月●日から20●●年●月●日までとします。
- (3) データ提供者は、本同意書への同意時にはその創出、取得または収集を想定し得なかった新たなデータを創出、取得または収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、コンソーシアムに対してその旨通知し、創出データの範囲を変更することを求めることができます。コンソーシアムがこの通知を受けたときは、創出データの範囲の変更の要否や創出データに対する利用権限の配分その他必要な事項についてデータ提供者と協議の上、決定します。

5. 謝礼について

本件事業の実施に対する対価は無償とします。

6. 創出データの利活用について

- (1) 創出データは、本委託研究が終了(20●●年●月)するまでの間、本研究委託実施の目的の範囲で利用されます。データ提供者は、コンソーシアム代表者の事前の承諾がない限り、創出データを利用することはできません。
- (2) 創出データは、コンソーシアム内で(1)記載の目的の範囲内において利用されますが、データ提供者の事前の承諾なく、コンソーシアムの構成員を除く第三者に提供されることはありません。
- (3) 創出データは、コンソーシアム代表者が責任をもって管理・保管し、本委託研究終了後●年間は保管されます。なお、提供データに営業秘密が含まれる場合には、営業秘密としての保護のための要件を満たす水準の管理方法により管理します。
- (4) 上記にかかわらず、派生データについては、本委託研究中および本委託研究終了後を問わず、コンソーシアム内において利用されるものとします。
- (5) 派生データおよび本件成果物に関する著作権を含む知的財産権はコンソーシアム(またはコンソーシアムの構成員)に帰属するものとします。

7. データ創出等の中止・削除について

- (1) データ提供者は、4(2)のデータの提供期間中、いつでもコンソーシアム代表者に対して、創出データの利用状況、管理状況の報告および是正を求めることができます。

- (2) データ提供者は、創出データの漏えい、喪失、目的外利用その他本同意書の内容に違反する創出データの利用を発見した場合、コンソーシアム代表者に対して、これらの発生原因および再発防止策を自己に通知するよう求めることができます。
- (3) データ提供者は、4(2)のデータの提供期間中、いつでもデータ提供の中止または提供済の創出データの削除を求めることができるものとします。これらの手続をご希望の場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

8. 秘密情報の取扱いについて

データ提供者は、本件事業の実施に伴い、コンソーシアムから秘密と指定を受けた上開示された情報を、コンソーシアムの事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ここにいう開示には、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した情報発信その他不特定多数の者を対象とした情報発信を行いません。

9. 個人データの取扱いについて

- (1) 本件事業の実施に伴い、データ提供者から取得した個人データは、コンソーシアムおよびコンソーシアムの構成員が定める個人情報保護方針等に従い、適切に利用および管理します。
- (2) 上記個人データについては、当該個人データに係る個人の承諾なく第三者へ提供されることはございません。なお、データ提供者の氏名や住所が公開されることもございません。
- (3) 個人データの取り扱いについてご意見またはご要望がある場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

10. 補償について

データ提供者は、本件事業の実施に伴い、データ提供者に何らかの損害が生じた場合は、以下のお問い合わせ先までのご連絡ください。損害の内容について協議させていただき、補償額のお支払いの可否について検討させていただきます。

11. 反社会的勢力の排除

- (1) データ提供者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および反社会的勢力と何らの関係を有しないことを相手方に表明保証します。
- (2) データ提供者が(1)に違反していることが発覚した場合、コンソーシアムは本件

事業を直ちに停止させていただきます。

12. お問い合わせ先

会社名：

所属部門：

E-mail：

電話番号：

以上の内容について理解しましたので、以下の通り署名・押印をします。

データ提供者：(住所)

(会社名)

(役職・署名者)

注：黄色ハイライト部分については案件に合わせて適宜内容を追加してください。

太字下線部についてはオプション条項ですので、対象の内容があればそのまま追記いただく形で問題ございませんが、対象の内容がない場合については削除していただいて構いません。

データ提供契約書（案）_利用許諾型

●●●●（農業者等）（以下「データ提供者」という。）と○○○○（以下「データ受領者」という。）とは、提供データ等（第1条1号で定義する。）の提供に関して、以下の通り合意したため、データ提供契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

※太字部分はオプション条項

第1条（定義）

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- (1) 「提供データ等」とは、本契約に基づき、データ提供者がデータ受領者に対して提供するデータ提供者が利用権限を有する情報（ノウハウほか）、データおよび／または画像であって、別紙1に詳細に定めるものをいう。
- (2) 「本目的」とは、●をいう。
- (3) 「加工等」とは、「提供データ等」を加工、分析、編集、統合等することをいう。
- (4) 「派生データ」とは、提供データ等を加工等することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。
- (5) 「本件成果物」とは、本契約の目的達成のためにデータ受領者により生成された成果（プログラム等）のうち、別紙1に詳細を定めるものをいう。
- (6) 「売上金額」とは、データ受領者が、派生データを第三者に提供することによって、当該第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。
- (7) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報、個人データ、匿名加工情報、仮名加工情報および個人関連情報を総称したものをいう。

第2条（提供データ等の提供方法）【2～4は提供データ等に個人情報等が含まれる場合の条項】

- 1 データ提供者は、本契約の期間中、データ受領者に対して提供データ等を、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提供の●日前まで

にデータ受領者に通知することで、別紙1に記載の提供方法を変更することができる。

- 2 データ提供者は、個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、事前にその旨および提供される個人情報等の項目をデータ受領者に明示する。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証する。
- 4 データ受領者は、本条第2項にしたがって提供データ等が提供された場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 データ提供者は、提供データ等の全部または一部を改ざんして、提供データ等をデータ受領者に提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

第3条 (提供データ等の利用許諾)

- 1 データ提供者は、データ受領者に対して、提供データ等を本契約の有効期間中、本目的の範囲内で利用することを許諾する。この利用には、本目的のために、提供データ等を加工等することが含まれる。
- 2 データ受領者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、提供データ等について開示、内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 3 データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等(派生データまたは本件成果物を構成する提供データ等を除く。)を第三者(データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。ただし、データ受領者が構成員となる●●コンソーシアムを構成する法人、大学および研究機関は除く。)に開示、提供、漏えいしてはならない。
- 4 提供データ等に関してデータ提供者が創出した知的財産権(データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない。)は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データ等のうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。
- 5 データ提供者は、本条第1項に基づく許諾をした後であっても、何らの理由なくして、いつでも、データ受領者に対して提供データ等の削除、消去または利用停止を求めることができる。ただし、この規定は、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等を有償で許諾した場合には適用がない。
- 6 前項にもとづき、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等の削除または消去を求めた場合には、データ受領者に対し、削除または消去の対象となった提

供データ等が削除または消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。

- 7 データ提供者は、本契約で別段の定めがある場合を除き、データ受領者に対して、派生データおよび派生データ内の提供データ等の削除または利用停止を求めることはできない。これは本契約が解除された場合でも同様とする。

第4条 (対価・支払条件)

- 1 データ受領者は、提供データ等の利用許諾に対する対価として、データ提供者に対し、別紙1で定める対価を支払うものとする。
- 2 前項の対価の支払時期および支払方法はデータ提供者およびデータ受領者の協議で定める。

注：データ提供に対する対価の定めとしては、個々の事案によって異なりうる（例えば、ワンショットの固定料金のほか、月額課金、利用料に応じた従量課金、派生データを第三者に販売した売上配分、無償など）と思われるので、対価の定め方は別紙、支払時期や支払方法は両当事者の協議で定めるとしてあります（なお、契約上定めることを妨げるものではありません。）。

第5条 (提供データ等に関する保証および非保証)

- 1 データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データ等の中に第三者が有していたデータ（以下「第三者提供データ」という。）がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき利用許諾をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し保証する。
- 3 データ提供者は、提供データ等の正確性、完全性、安全性（提供データ等がウィルスに感染していないことを含み、以下同じ。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含み、以下同じ。）、提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害しないこと、提供データ等が本契約期間中継続してデータ受領者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データ等について一切の保証をしない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ受領者が損害を被った場合には、データ受領者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。
 - (1) データ提供者が、提供データ等の全部または一部を改ざんして、データ受領者に提供した場合

- (2) データ提供者が有償で提供データ等をデータ受領者に提供した場合で、提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データ等をデータ受領者に提供した場合

第6条 (責任の制限等)

- 1 データ受領者による提供データ等の利用（本契約に違反しない態様での利用に限る。）に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合、データ提供者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ受領者が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合、データ提供者は損害等を負担するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ受領者は、本契約に違反する態様での提供データ等の利用に起因もしくは関連して生じた紛争等について、データ受領者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ提供者に損害等が発生した場合、データ受領者は当該損害等を負担するものとする。

注：データ提供者が対応責任を原則的に負うという内容の条項案をデフォルトとしています。ただし、無償でデータ提供を受ける場合に、提供者に対してこの内容の責任を負わせるのは一般論として重過ぎると思われるため、調整の余地はあります。

第7条 (利用状況の報告) 【派生データの提供がある場合は op 条項を検討】

- 1 データ提供者は、データ受領者に対し、データ受領者による提供データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、データ提供者による派生データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。

第8条 (提供データ等の管理)

- 1 データ受領者は、提供データ等を他の情報またはデータと明確に区別し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等（かつ、別紙1により営業秘密として定めているものについては、営業秘密としての保護のための要件を満たす水準の）セキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。

- 2 データ提供者は、提供データ等の管理状況について、データ受領者に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データ等の漏えいまたは消失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ受領者に対して提供データ等の管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、データ受領者は速やかにこれに応じなければならない。

注：派生データ、本件成果物については、デフォルトの内容では、データ受領者に帰属する形にしていますので、データ受領者の管理対象からは除いています。

第9条（データ漏えい等の場合の対応および責任）【派生データの提供がある場合はop条項を検討】

- 1 データ受領者は、提供データ等の漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反する提供データ等の利用（以下これらを総称して「提供データ等の漏えい等」という。）を発見した場合、または提供データ等の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 2 データ受領者から派生データを受領したデータ提供者が、派生データの漏えいまたは喪失（以下これらを総称して「派生データの漏えい等」という。）を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ受領者にその旨を通知しなければならない。
- 3 本条第1項に該当する場合、データ受領者は、自己の費用と責任において、提供データ等の漏えい等の事実の有無を確認し、提供データ等の漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ提供者に報告しなければならない。
- 4 データ提供者が管理する領域で派生データ等の漏えい等が生じた場合または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合には、データ提供者は、自己の費用と責任において、派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ受領者に報告しなければならない。
- 5 データ提供者およびデータ受領者は、相手方/データ受領者に提供したデータに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方/データ受領者の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方/データ受領者に対してその旨を通知した上、相手方/データ受領者と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方/データ受領者が提供を受けたデータの利用権限を行使でき

るよう努める。

注：第5項については、データ提供者に対して、派生データ等の提供を行う場合には、データ受領者についても本項の義務を課す形の条項にしてもよいと考えられます。

第10条（秘密保持義務）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方（以下「開示者」という。）が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データ等および派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者（ただし、データ受領者が構成員となる●●コンソーシアムを構成する法人、大学および研究機関は除く。）に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - （1）開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - （2）秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - （3）開示の時点で公知の情報
 - （4）開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - （5）正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

第11条（派生データ等の取扱）【派生データの提供がある場合はop条項を検討】

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データの利用権限は、データ受領者のみが有する。

注：派生データの利用権限についてはデータ受領者のみが持つという内容をデフォルトとしています。

- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、本契約期間中、[有償／無償で]当該派生データを本目的の範囲で利用することを許諾する。この場合、データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、データ受領者の事前の書面による承諾なくして、派生データの内容の訂正、追加、削除し、加工等し、第三者に開示、提供する権限を有しない。
- 3 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 4 派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ受領者に帰属するものとする。
- 5 前各項の規定にもかかわらず、当事者間で別途書面による合意をすることにより、派生データの利用に基づき生じた知的財産権を、データ提供者とデータ受領者の共有とすることができる。
- 6 前2項の規定は、派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。
- 7 データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、受領データが得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。
- 8 データ受領者は、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが本契約期間中継続してデータ提供者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ受領者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、派生データ等について一切の保証をしない。
- 9 前項の規定は、以下のいずれかの場合には適用がないものとする。
 - (1) データ受領者が、派生データ等の全部または一部を改ざんして、データ提供者に提供した場合
 - (2) データ受領者が有償で派生データ等をデータ提供者に提供した場合で、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、または派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
 - (3) データ受領者が、派生データ等をデータ提供者に対して提供する権限がない

ことを知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、本締結日から●年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の●ヶ月前までにデータ提供者またはデータ受領者から相手方に対して書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以降も同様とする。

第13条（契約の解除）

- 1 本契約のいずれか一方の当事者（以下「本件当事者」という。）は、本契約の他方当事者（以下「相手方」という。）に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - (2) 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合（特別清算の場合には手続開始命令をした場合）とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当

する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 データ提供者は、データ受領者が提供データ等の漏えいまたは喪失をした場合には、何ら催告なくして、本契約を解約することができる。
 - 5 本件当事者は、本契約に別途定める場合のほか、相手方との間で書面による合意をすることにより、本契約を解約することができる。
 - 6 本条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約が解除された場合には、データ受領者は、データ提供者の求めに従い、自らのシステム等から、提供データ等の全部または一部を削除しなければならない。ただし、この規定は、派生データ内の提供データ等に対しては適用がないものとする。
 - 7 データ受領者が、第13条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。
 - 8 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。

第14条（契約終了後の措置）

- 1 データ受領者は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データ等（派生データ内の提供データ等は除く。以下、本条において同じ。）を利用、加工等してはならず、データ提供者が別途指示する方法で、速やかに自らのシステム等から、受領済みの提供データ等の全部または一部を削除しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ提供者およびデータ受領者間で、本契約終了後もデータ受領者が引き続き提供データ等を継続して利用することができる旨合意した場合、その合意された範囲内で前項は適用されないものとする。

注：契約終了後も提供をデータ等を利用するニーズはあると思われますので、その際の取り決めに追加しております。なお、派生データについては、データ受領者に利用権限が帰属するとしていますので、契約終了後も継続して利用できるという整理になっています。

第15条（損害賠償）

データ提供者およびデータ受領者は本契約に違反した場合、当該違反に起因または関連して相手方が被った損害等を賠償するものとする。

第16条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、疫病、感染症、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他データ提供者およびデータ受領者の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。

第17条（契約の地位の譲渡）

データ提供者またはデータ受領者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- (1) データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合
- (2) データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合

第18条（通知）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に対して通知をするものとする。個人データ管理責任者を設置することとした場合には、データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者およびデータ受領者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に通知するものとする。
- 2 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が、相手方に対して通知が必要な場合には、相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者またはデータ受領者の主任担当者から相手方の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば足りるものとする。ただし、本契約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が相手方に対して同意または許諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ受領者またはデータ提供者の主任担当者から相手方の主任担当者に対して、電子メ

ールまたは書面で同意または許諾を求めるものとする。

第19条（存続条項）

本契約に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第3条第4項（提供データ等の利用許諾）、第5条第2項（提供データ等の非保証）、第6条（責任の制限等）、第9条（データ漏えい等の場合の対応および責任）、第11条（派生データ等の取扱）、第13条第6項および第7項（解除）、第14条（契約終了後の措置）、第15条（損害賠償）、第16条（不可抗力免責）、第17条（契約の地位の譲渡）、本条、第20条（完全条項）、第21条（準拠法）、第22条（紛争解決）の各規定は有効に存続する。

第20条（完全条項）

本契約は、提供データ等および派生データのデータ受領者またはデータ提供者に対する提供、利用およびそれに伴う責任範囲に関するデータ提供者およびデータ受領者間の完全なる合意を意味し、本契約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第21条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第22条（紛争解決）

- 1 本契約に関し、データ提供者およびデータ受領者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者およびデータ受領者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、**東京地方裁判所**を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本書を書面2通または電磁的記録を作成し、データ提供者およびデータ受領者は、それぞれ記名押印もしくは署名捺印、またはこれらに代わる電磁的処理を施し、各1通または電磁的記録を保有する。

データ提供者：(住所)
(会社名)
(役職・署名者)

データ受領者：(住所)

(会社名)

(役職・署名者)

別紙1 提供データ等の詳細（第1条、第2条関係）

1. 提供データ等の詳細（第1条、第2条関係）

| | | |
|-------------|-----------|---|
| 提供対象となるデータ等 | データ等の種類 | 数値、テキスト、画像等、ノウハウについて記載 |
| | 主なデータ項目 | 提供するデータに含まれる主なデータ項目等を記載（画像、ノウハウの場合には概要） |
| | データの期間 | ○年○月○日～○年○月○日 |
| | 提供方法 | 媒体、ネットワーク経由などを記載 |
| | 知的財産権の有無 | 著作権、特許権等 |
| | 営業秘密管理の有無 | 有/無 |

※複数種類の提供データ等がある場合には、それぞれについて上記の内容を記載する。

2. 本件成果物（第1条関係）

本データ等提供契約に基づいて、データ受領者により生成することが予定される本件成果物（プログラム等）は以下の通り。

| 成果物種類 | 成果物の概要 | 成果物の形式 |
|---------------------|-------------|---------------------------|
| 成果物の種類（プログラム等）を記載する | 成果物の概要を記載する | 成果物の形式（プログラム、テキスト等）を記載する。 |

別紙2 対価の取決め

| データの種類 | 支払方式 | 支払単価 |
|--------|----------------------------------|--|
| | 従量課金方式／固定 料金方式など支払方 式を記載する | 支払う際の単価等を記載する。 (月額●●円、●●円／●●件、 売り上げの●●%、等) |

注：黄色ハイライト部分については案件に合わせて適宜内容を追加してください。
太字下線部についてはオプション条項ですので、対象の内容があればそのまま追記いただく形で問題ございませんが、対象の内容がない場合については削除していただいて構いません。

データ提供同意書（案）_利用許諾型

●●コンソーシアム

○○○○

私（以下「データ提供者」といいます。）は、「.....」（以下「本委託研究」といいます。）に関連して、私が保有する提供データについて下記の条件で貴コンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）に提供すること（以下「本データ提供」といいます。）について同意いたします。

記

1. 本委託研究の概要

.....

2. 本データ提供の目的

.....

3. 提供データの内容

(1) 「提供データ」とは、データ提供者が本同意書に基づき、コンソーシアムに対して提供する情報（ノウハウも含まれます。）、データ、画像をいいます。具体的には、以下のようなデータを想定しています。

【具体的な提供データを記載】

(2) 「派生データ」とは、提供データをコンソーシアムが加工、分析、編集、統合等した情報をいいます。具体的には、以下のようなデータを想定しています。

【具体的な派生データの内容を記載】

(3) 「本件成果物」とは、本データ提供の目的のためにコンソーシアムにより生成された成果（プログラム等）をいいます。具体的には以下のような成果を想定しています。

【具体的な成果の内容を記載】

- (4) 「個人データ」とは、特定の個人を識別できる情報をいい、データ提供者の氏名、住所、電話番号などをいいます。

4. 提供方法・取得方法等

- (1) **【提供方法・取得方法などを記載】**
- (2) データの提供期間は、**20●●年●月●日から20●●年●月●日**までとします。
- (3) データ提供者は、コンソーシアムに対して、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであること、提供データの中に第三者が有していたデータがある場合には、当該第三者からコンソーシアムに利用許諾をする権限を付与されていること表明し、保証します。

5. 謝礼について

本データ提供に対する対価は**無償**とします。

6. 提供データの利活用について

- (1) 提供データは、**本委託研究が終了（20●●年●月）するまでの間**、本研究委託および本データ提供の目的の範囲で利用されます。
- (2) 提供データは、コンソーシアム内で(1)記載の目的の範囲内において利用されますが、データ提供者の事前の承諾なく、コンソーシアムの構成員を除く第三者に提供されることはありません。
- (3) 提供データは、コンソーシアム代表者が責任をもって管理・保管し、本委託研究終了後**●年間**は保管されます。**なお、提供データに営業秘密が含まれる場合には、営業秘密としての保護のための要件を満たす水準の管理方法により管理します。**
- (4) 上記にかかわらず、派生データについては、本委託研究中および本委託研究終了後を問わず、コンソーシアム内において利用されるものとします。
- (5) **派生データおよび本件成果物に関する著作権を含む知的財産権はコンソーシアム（または当該コンソーシアムの構成員）に帰属するものとします。**

7. 利用状況等の確認等およびデータ提供の中止・削除について

- (1) データ提供者は、4（2）のデータの提供期間中、いつでもコンソーシアム代表者に対して、提供データの利用状況、管理状況の報告および是正を求めることができます。
- (2) データ提供者は、提供データの漏えい、喪失、目的外利用その他本同意書の内容に違反する提供データの利用を発見した場合、コンソーシアム代表者に対して、

これらの発生原因および再発防止策を自己に通知するよう求めることができます。

- (3) データ提供者は、4(2)のデータの提供期間中、いつでもデータの提供の中止または提供済データの削除を求めることができるものとします。これらの手続きをご希望の場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

8. 秘密情報の取扱いについて

データ提供者は、本データ提供に伴い、コンソーシアムから秘密と指定を受けた上開示された情報を、コンソーシアムの事前の承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ここにいう開示には、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した情報発信その他不特定多数の者を対象とした情報発信を行いません。

9. 個人データの取扱いについて

- (1) 本データ提供に伴い、データ提供者から取得した個人データは、コンソーシアム及びコンソーシアムの構成員が定める個人情報保護方針等に従い、適切に利用および管理します。
- (2) 上記個人データについては、当該個人データに係る個人の承諾なく第三者へ提供されることはありません。なお、データ提供者の氏名や住所が公開されることもありません。
- (3) 個人データの取り扱いについてご意見またはご要望がある場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

10. 補償について

データ提供者は、本データ提供に伴い、データ提供者に何らかの損害が生じた場合は、以下のお問い合わせ先までのご連絡ください。損害の内容について協議させていただき、補償額のお支払いの可否について検討させていただきます。

11. 反社会的勢力の排除

- (1) データ提供者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および反社会的勢力と何らの関係を有しないことをコンソーシアムに表明保証します。
- (2) データ提供者が(1)に違反していることが発覚した場合、コンソーシアムは本データ提供を直ちに停止させていただきます。

12. お問い合わせ先

会社名：

所属部門：

E-mail：

電話番号：

以上の内容について理解しましたので、以下の通り署名・押印をします。

データ提供者：(住所)

(会社名)

(役職・署名者)

注：黄色ハイライト部分については案件に合わせて適宜内容を追加してください。

太字下線部についてはオプション条項ですので、対象の内容があればそのまま追記いただく形で問題ございませんが、対象の内容がない場合については削除していただいて構いません。

データ提供契約書（案）_譲渡型

●●●●（農業者等）（以下「データ提供者」という。）と○○○○（以下「データ受領者」という。）とは、提供データ等（第1条1号で定義する。）の提供に関して、以下の通り合意したため、データ提供契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

※**太字部分**はオプション条項

第1条（定義）

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- (1) 「提供データ等」とは、本契約に基づき、データ提供者がデータ受領者に対して提供するデータ提供者が利用権限を有する情報（ノウハウほか）、データおよび／または画像であって、別紙1に詳細に定めるものをいう。
- (2) 「本目的」とは、●をいう。
- (3) 「加工等」とは、提供データ等を加工、分析、編集、統合等することをいう。
- (4) 「派生データ」とは、提供データ等を加工等することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。
- (5) 「本件成果物」とは、本契約の目的達成のためにデータ受領者により生成された成果（プログラム等）のうち、別紙1に詳細を定めるものをいう。
- (6) 「売上金額」とは、データ受領者が、派生データを第三者に提供することによって、当該第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。
- (7) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報、個人データ、仮名加工情報、匿名加工情報および個人関連情報を総称したものをいう。

第2条（提供データ等の提供方法）【2～4は、提供データ等に個人情報等が含まれる場合の条項】

- 1 データ提供者は、本契約の期間中、データ受領者に対して提供データ等を、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提供の●日前までに

データ受領者に通知することで、別紙1に記載の提供方法を変更することができる。

- 2 データ提供者は、個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、事前にその旨および提供される個人情報等の項目をデータ受領者に明示する。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証する。
- 4 データ受領者は、本条第2項にしたがって提供データ等が提供された場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 データ提供者は、提供データ等の全部または一部を改ざんして、提供データ等をデータ受領者に提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

第3条（提供データ等の譲渡）

データ提供者は、データ受領者に対して、提供データ等に関する一切の権限（当該提供データ等またはデータ群に対して著作物性が認められる場合には、著作権法第27条および同法第28条の権利を含むがこれに限られない。）を譲渡する。

第4条（対価・支払条件）

- 1 データ受領者は、提供データ等の譲渡に対する対価として、データ提供者に対し、別紙2で定める対価を支払うものとする。

注：データ提供に対する対価の定めとしては、個々の事案によって異なりうる（例えば、ワンショットの固定料金のほか、月額課金、利用料に応じた従量課金、派生データを第三者に販売した売上配分、無償など）と思われますので、対価の定め方は別紙、支払時期や支払方法は両当事者の協議で定めるとしてあります（なお、契約上定めることを妨げるものではありません。）。

- 2 前項の対価の支払時期および支払方法はデータ提供者およびデータ受領者の協議で定める。

第5条（提供データ等に関する保証および非保証）

- 1 データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データ等の中に第三者が有していたデータ（以下「第三者提供データ」という。）がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契

約に基づき利用権限を譲渡する権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し保証する。

- 3 データ提供者は、提供データ等の正確性、完全性、安全性（提供データ等がウイルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害しないこと、提供データ等が本契約期間中継続してデータ受領者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データ等について一切の保証をしない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ受領者が損害を被った場合には、データ受領者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。
 - （1）データ提供者が、提供データ等の全部または一部を改ざんして、データ受領者に提供した場合
 - （2）データ提供者が有償で提供データ等をデータ受領者に提供した場合で、提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データ等をデータ受領者に提供した場合

第6条（責任の制限等）

- 1 データ受領者による提供データ等の利用（本契約に違反しない態様での利用に限る。）に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合、データ提供者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ受領者が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合、データ提供者は損害等を負担するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ受領者は、本契約に違反する態様での提供データ等の利用に起因もしくは関連して生じた紛争等について、データ受領者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ提供者に損害等が発生した場合、データ受領者は当該損害等を負担するものとする。

注：データ提供者が対応責任を原則的に負うという内容をデフォルトにしています。ただし、無償でデータ提供を受ける場合に、提供者に対して、この内容の責任を負わせるのは一般論として重過ぎると思われるため、調整の余地があります。

第7条 (秘密保持義務)

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方（以下「開示者」という。）が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データ等および派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたりないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

第8条 (派生データ等の取扱)【派生データの提供がある場合はop条項を検討】

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データの利用権限は、データ受領者のみが有する。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、本契約期間中、[有償/無償で]当該派生データを本目的の範囲で利用することを許諾する。この場合、データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、データ受領者の事前の書面による承諾なくして、派生データの内容の訂正、追加、削除し、加工等し、第三者に開示、提供する権限を有しない。
- 3 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ

提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

- 4 派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ受領者に帰属するものとする。
- 5 前各項の規定にもかかわらず、当事者間で別途書面による合意をすることにより、派生データの利用に基づき生じた知的財産権を、データ提供者とデータ受領者の共有とすることができる。
- 6 前2項の規定は、派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。
- 7 データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、受領データが得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。
- 8 データ受領者は、派生データの正確性、完全性、安全性（派生データ等がウィルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが本契約期間中継続してデータ提供者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ受領者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、派生データ等について一切の保証をしない。
- 9 前項の規定は、以下のいずれかの場合には適用がないものとする。
 - (1) データ受領者が、派生データ等の全部または一部を改ざんして、データ提供者に提供した場合
 - (2) データ受領者が有償で派生データ等をデータ提供者に提供した場合で、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、または派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
 - (3) データ受領者が、派生データ等をデータ提供者に対して提供する権限がないことを知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
- 10 データ受領者が、第10条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本締結日から●年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の●ヶ月前までにデータ提供者またはデータ受領者から相手方に対して書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以降も同様とする。

第10条（契約の解除）

- 1 本契約のいずれか一方の当事者（以下「本件当事者」という。）は、本契約の他方当事者（以下「相手方」という。）に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本契約を解除することができる。
 - （1）本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - （2）破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合（特別清算の場合には手続開始命令をした場合）とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - （5）その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 本件当事者は、本契約に別途定める場合のほか、相手方との間で書面による合意をすることにより、本契約を解約することができる。
- 5 第3条の規定にもかかわらず、本条第1項から第3項のいずれかに基づき本契約が解除された場合には、データ受領者は、データ提供者の求めに従い、データ提供者に対して、提供データ等に関する一切の権限を再譲渡するとともに、自らのシステム等から、提供データ等の全部または一部を削除しなければならない。ただし、この規定は、派生データ内の提供データ等に対しては適用がないものとする。
- 注：権限譲渡型の場合は、データ提供者が提供データ等についての権限を失う形になるので、契約を解除する場合には、データ利用権限の返還が生じることが考えられます。そのため提供データ等に関する権限を譲渡する旨の内容を入れています。
- 6 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。

第11条（契約終了後の措置）

- 1 データ受領者は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データ等（派生データ内の提供データ等は除く。以下、本条において同じ。）を利用、加工等してはならず、データ提供者が別途指示する方法で、速やかに、データ提供者に対して、受領済みの提供データ等に関する一切の権限を再譲渡するとともに、自らのシステム等から、提供データ等の全部または一部を削除しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ提供者およびデータ受領者間で、本契約終了後もデータ受領者が引き続き提供データ等を継続して利用することができる旨合意した場合、その合意された範囲内で前項は適用されないものとする。

注：契約終了後も提供をデータ等を利用するニーズはあると思われるますので、その際の取り決めに追加しています。派生データについては、データ受領者に利用権限が帰属するとしているので、契約終了後も継続して利用できるという整理になっています。

第12条（損害賠償）

データ提供者およびデータ受領者は本契約に違反した場合、当該違反に起因または関連して相手方が被った損害等を賠償するものとする。

第13条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、疫病、感染症、法令の制定改廃その他データ提供者およびデータ受領者の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。

第14条（契約の地位の譲渡）

データ提供者またはデータ受領者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- (1) データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合
- (2) データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合

第15条（通知）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に対して通知をするものとする。個人データ管理責任者を設置することとした場合には、データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者およびデータ受領者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に通知するものとする。
- 2 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が、相手方に対して通知が必要な場合には、相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者またはデータ受領者の主任担当者から相手方の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送付することにより通知すれば足りるものとする。ただし、本契約の解除通知は、書面により行うものとする。
- 3 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が相手方に対して同意または許諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ受領者またはデータ提供者の主任担当者から相手方の主任担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または許諾を求めるものとする。

第16条（存続条項）

本契約に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第3条（提供データ等の譲渡）、第5条第2項（提供データ等の非保証）、第6条（責任の制限等）、第8条（派生データ等の取扱）、第10条第5項および第6項（契約の解除）、第11条（契約終了後の措置）、第12条（損害賠償）、第13条（不可抗力免責）、本条、第14条（契約の地位の譲渡）、第17条（完全条項）、第18条（準拠法）、第19条（紛争解決）の各規定は有効に存続する。

第17条（完全条項）

本契約は、提供データ等および派生データのデータ受領者またはデータ提供者に対する提供、利用およびそれに伴う責任範囲に関するデータ提供者およびデータ受領者間の完全なる合意を意味し、本契約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第18条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第19条（紛争解決）

- 1 本契約に関し、データ提供者およびデータ受領者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者およびデータ受領者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、**東京地方裁判所**を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本書を書面または電磁的方法により作成のうえ、データ提供者とデータ受領者の合意の後、記名押印または電子署名を施し、各当事者が書面または電磁的記録をそれぞれ保管する。

データ提供者：(住所)
(会社名)
(役職・署名者)

データ受領者：(住所)
(会社名)
(役職・署名者)

別紙1 提供データ等の詳細（第1条、第2条関係）

1. 提供データ等の詳細（第1条、第2条関係）

| | | |
|-------------|----------|---|
| 提供対象となるデータ等 | データ等の種類 | 数値、テキスト、画像等、ノウハウについて記載 |
| | 主なデータ項目 | 提供するデータに含まれる主なデータ項目等を記載（画像、ノウハウの場合には概要） |
| | データの期間 | 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 |
| | 提供方法 | 媒体、ネットワーク経由などを記載 |
| | 知的財産権の有無 | 著作権、特許権等 |

※複数種類の提供データ等がある場合には、それぞれについて上記の内容を記載する。

2. 本件成果物（第1条関係）

本データ等提供契約に基づいて、データ受領者により生成することが予定される本件成果物（プログラム等）は以下の通り。

| 成果物種類 | 成果物の概要 | 成果物の形式 |
|---------------------|-------------|---------------------------|
| 成果物の種類（プログラム等）を記載する | 成果物の概要を記載する | 成果物の形式（プログラム、テキスト等）を記載する。 |

別紙2 対価の取決め

| データの種類 | 支払方式 | 支払単価 |
|--------|----------------------------------|--|
| | 従量課金方式／固定 料金方式など支払方 式を記載する | 支払う際の単価等を記載する。 (月額●●円、●●円／●●件、 売り上げの●●%、等) |

AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト

本研究過程において農業者等からデータの提供を受ける際には、下記チェックリストのとおり、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「ガイドライン」という。)に準拠していることを確認し、別添「●●●●●契約書/●●●●●同意書」にて当該農業者等と合意を行いました。

記

●チェックリスト

| カテゴリ | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無(○をつける) | 合意の根拠(条項、項目等) | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点(詳細はガイドライン参照。) |
|----------|-------------------------|--------------|---------------|-------------------------------|---|
| 目的 | 提供/当初/派生データ等の利用目的 | | | | 本来の目的のためのデータ利活用を促進する。ノウハウの産地外流出につながるデータ等があれば「〇〇地域の農業の発展と生産性向上」などの設定をし、その地域を確認する。目的があいまいだと、不測のトラブルが生じることがある(例：提供データ等の目的外利用)。 |
| 各種定義 | データ名、項目名、加工、派生データ、個人情報等 | | | | 使用する用語を明確にすることで、解釈による不一致が生じないようにする。 |
| 提供したデータ等 | データ等の種類 | | | | データ等の内容を明らかにすることで、対象となるデータの範囲(画像や当初データ等の場合は概要)等を明らかにする。 データ等に知的財産、営業秘密、限定提供データ、個 |
| | データ等の範囲(項目等) | | | | |
| | データ等の期間 | | | | |

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無（○をつける） | 合意の根拠（条項、項目等） | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点（詳細はガイドライン参照。） |
|-----------------|---|--------------|---------------|-------------------------------|--|
| | データ等の提供方法（媒体、自動送信の有無等） | | | | <p>個人情報等が含まれる場合は明示する。</p> <p>データ提供者に開示していない方法や不正な手段で当初データ等を取得できないようにする。明示されないデータについても示す。</p> |
| | 提供／当初/派生データ等の非保証・保証 | | | | |
| 利用に当たってのデータ等の保護 | 提供／当初/派生データ等の加工の有無と方法 | | | | <p>入力したデータ等の加工の有無、方法、条件などを明らかにすることで、データ提供者の意に反した利用方法を防ぐ。</p> <p>データ等の利用の仕方により、農業関係者等のノウハウが分析される可能性がある（データの組み合わせや分析方法等）ため、利用目的との関係で、利用方法やノウハウとの関係を確認することも求められる。</p> |
| | 利用期間（特に契約期間との関係を確認） | | | | <p>データ等がいつまで利用されるのか（契約期間内か、一定期間内か、無期限か）を確認する。これにより、入力データ等の保護や、データ提供者が別の提供先にデータ提供するなどの関係を明らかにすることができる。</p> |
| | 第三者提供の可否、可：範囲、否：事前同意のための手続（提供データ、当初/派生デ | | | | |

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無（○をつける） | 合意の根拠（条項、項目等） | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点（詳細はガイドライン参照。） |
|-----------|--------------------------------------|--------------|---------------|-------------------------------|---|
| | ータ、およびこれらより生じる知的財産ごとに示す) | | | | |
| | 利用状況の確認 | | | | ノウハウの流出防止の観点から、データ受領者によるデータ漏洩や目的外利用等のおそれがある場合に速やかに利用状況を確認できるようにする（例：報告等）。 |
| | 【データ提供型の場合】提供データ等のデータ提供者による利用停止措置の有無 | | | | 提供データ等はデータ提供者に帰属することを前提に、いつでもその意思により利用停止を求めることができる。 派生データの経済的価値を確保する観点から派生データの利用停止等はできないこととする。 |
| データ等の利用条件 | 【データ創出型の場合】当初データ等のデータ提供者による利用 | | | | データ提供者も当初データ等の利用権限を有する前提で具体的に取り決める。 農業者が希望すれば当初データ等入手できるよう、受領者に申請する手続き等を設ける。 |
| | 派生データの利用、第三者提供の制限等 | | | | データ提供者も派生データを利用できるようにする。 複数農業者のデータを加工した派生データの自己利用や第三者提供等の利用権限についても確認する。 |
| | 【知的財産権が発生する場合】派生データの作成又は利用に基 | | | | 原則共有とする。併せて、帰属と同意に関する取決めについても規定する。 データ提供者による自己利用を可能とする。 知財合意書との整合を取る。 |

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無（○をつける） | 合意の根拠（条項、項目等） | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点（詳細はガイドライン参照。） |
|-------|--|--------------|---------------|-------------------------------|---|
| | づき生じる知的財産権 | | | | |
| | 【データ創出型の場合】利用権限の配分に対する対価 | | | | 当初データ等及び派生データはデータ提供者とデータ受領者の双方の貢献により創出されていることから、それぞれ相手方に対価の支払いをすることなく利用可能とする。 |
| | 【データ創出型：当初データ等の範囲の変更の可能性がある場合】変更手続きの規定の有無 | | | | 契約締結当時には想定し得ないデータ等が創出されることに備え、範囲を変更するための手続きを示す。 |
| | 利用に関する対価の有無と内容、決定方法等の有無 | | | | データ提供者に対する報酬の設定や、サービス等利用の優遇条件設定等があるか確認する。 |
| | op【派生データを第三者に提供して収益を得る場合】収益の分配の有無 | | | | 売上の一部を相手方に分配する |
| | op【データ創出型：データ提供者が派生データを第三者に提供する場合】分担金の支払いの有無 | | | | データ保管費用の分担金をデータ受領者に支払う。 |

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無（○をつける） | 合意の根拠（条項、項目等） | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点（詳細はガイドライン参照。） |
|----------|---|--------------|---------------|-------------------------------|---|
| データの管理方法 | 管理基準【データ提供型：管理基準を善管注意とする場合】注意義務の内容 | | | | 入力データや派生データの管理内容や前提となる善管注意義務のレベルを明確にすることで、管理責任の重さを明らかにする。 |
| | op【データ提供者から営業秘密として示されたデータ等がある場合】営業秘密等に関する範囲、項目、管理方法 | | | | 入力データ等がサービス利用者側で営業秘密として取り扱っている場合に、それを特定し、営業秘密の管理方法を確認する。 |
| | 個人情報の範囲、取扱い、管理方法 | | | | 対象とする個人情報の範囲（特にIoTデータ）を明確にするほか、内部的な取扱い（生データのまま使うか、特定性を削除して使うか等）や管理方法などについて明らかにすることで、法律上の対応状況のほか、リスクを把握する。 |
| | データの管理方法 | | | | データの管理方法（主にセキュリティ）を確認する。 |
| | 管理状況の報告等 | | | | 管理状況に関する入力データ提供者への報告の有無やその方法(web上、メール他)、頻度(月次、年次など)を明らかにする。 |
| | 管理の是正等 | | | | データの管理方法に問題が生じた場合の、是正方法・方針などを示す。 |

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無（○をつける） | 合意の根拠（条項、項目等） | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点（詳細はガイドライン参照。） |
|-----------|------------------------------------|--------------|---------------|-------------------------------|--|
| | 契約終了後のデータ削除対象、方法・報告等 | | | | 契約終了とのデータ削除(削除する場合)の対象や削除方法、削除したことについてのデータ提供者への報告方法（削除証明書をつけるか否かなど）を明らかにする。契約終了後に削除されない場合は契約期間中と同様の管理義務を負うのか不明確にならないようにする。 |
| | 【データ創出型の場合】相手方受領データの提供先の第三者による管理方法 | | | | 相手方の承諾を得て第三者に提供する場合は秘密保持契約等を締結する等、ノウハウが思わぬ第三者に流出しないようにする。 |
| 契約上の一般的事項 | op【秘密情報を提供する場合】秘密保持義務 | | | | 秘密の定義内容や、範囲を明らかにしたうえで、当事者間の秘密保持の対象や期間（契約終了後含む）を取り決めるとともに、目的外利用や第三者提供を禁じる。 |
| | データ漏洩等の場合の対応 | | | | 提供／当初/派生データ等の漏洩や許諾しない第三者提供、目的外利用等の発生、またはその発生が合理的に疑われる場合は、その情報を相手方に共有するとともに、事実確認、原因調査をさせ、再発防止策を講じさせて報告させることとする。 |
| | 損害賠償関係 | | | | データ漏洩等が生じた場合の損害賠償責任の範囲・基準（注意義務の内容）、損害賠償の予定、損害賠償額の上限の有無などを確認する。 |

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無（○をつける） | 合意の根拠（条項、項目等） | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点（詳細はガイドライン参照。） |
|-------|------------------------------|--------------|---------------|-------------------------------|---|
| | 免責 | | | | 損害賠償責任などに対する不可抗力免責事由の適用はデータ受領者が適切に管理していたことを立証した場合に限定される。 |
| | 提供／当初データに起因する損害（責任の制限）の有無と内容 | | | | データ提供者がデータ提供を躊躇することが無いよう、損害等を被った場合はデータ受領者による補填を受けること、データ受領者のデータ利用に関する紛争等に関し責任を負わない。 ※有償のデータ提供は、契約で定められた態様での利用に限定したり、対価を上限としたりして、損害賠償の責任を負うこともあり得る。 |
| | 契約の有効期間 | | | | 契約の有効期間について確認する（提供データの相手方の利用範囲に関係する） |
| | 解除 | | | | 契約の解除事由の確認（相手方に契約に反する利用があった場合に解除できるかどうかに関係する） |
| | 存続条項 | | | | 契約終了後に存続する条項（契約終了後も保管するデータ等の管理・利用条件、第三者が保有する知的財産による紛争対応など） |
| | 譲渡禁止 | | | | 契約上の地位の譲渡などについて、事前の書面による合意がない場合には認めない等を明らかにすることで、相手方が変更するリスクを防止する。 |
| | 通知 | | | | 通知の窓口の主任担当者について設置、通知方法等について取り決める |
| | 完全条項 | | | | 完全合意条項により無用な紛争を避けることができる |
| | 準拠法 | | | | 一般的には日本法による |

(別紙)

| カテゴリー | 合意内容として確認する項目等 | 合意の有無 (○をつける) | 合意の根拠(条項、項目等) | 合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由 | チェックの観点 (詳細はガイドライン参照。) |
|-------|---------------------|------------------|---------------|-------------------------------|---------------------------|
| | 管轄裁判所 (紛争解決、仲裁)等 | | | | 一般的には日本国内の裁判所(地方裁判所) |

弁護士等にガイドライン準拠の確認を得た場合は右の枠内にチェック → (任意)

※代替的対応や契約内容に含めない項目がある場合は、ガイドラインで示した契約の考え方やひな形との違いについて契約の相手方である農業者等へ説明を行い、同意を得ることが必要です。

令和 年 月 日

機関名・法人名 : _____

氏名 : _____